

基山町農業委員会会議録

平成29年4月4日委員会会長は、委員を基山町役場201会議室に招集し
委員会議を開催する。

出席者 13名

欠席者 0名

番 委 員	委 員 氏 名	出 欠	番 委 員	委 員 氏 名	出 欠
1	大 石 正 人	出席	8	大 久 保 敏 幸	出席
2	西 依 義 實	出席	9	梁 井 正 義	出席
3	長 野 満 夫	出席	10	舟 木 壽	出席
4	大 村 廣	出席	11	森 一 則	出席
5	坂 本 勇 一	出席	12	簗 原 茂 行	出席
6	熊 本 富 雄	出席	13	原 利 廣	出席
7	井 上 忠 雄	出席			

本会の書記 上田 智子

審 議 事 項

第9号議案	農地法第5条の規定による許可申請	2件
第10号議案	農業経営基盤強化促進法の規定による申出	22件
報告第5号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出受理報告	1件
報告第6号	農地法第18条の規定による届出受理報告	3件
その他(1)	青年等就農計画の認定協議について	1件
その他(2)	平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について	1件

審議開始 9時 00分

審議終了 10時 50分

平成29年4月農業委員会議事録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、平成29年第4回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、5番委員と6番委員にお願いします。

早速ですが、審議に入ります。第9号議案農地法第5条の規定による許可申請があったので、認定を求めます。第9号議案1番を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局

第9号議案1番朗読

この件につきましては、申請人が市街化調整区域の農地を宅地として転用するものです。分家住宅の建設が予定されております。排水同意をとられていること、また隣接農地については、申請人の父名義の田の真ん中を分筆した状況で、隣の田まである程度の距離があることと段が相当に高いことから特に問題はないと考えます。農振除外の手続きも済んでおり、地元農業委員さんの確認もいただいております。

場所は、荒穂神社前の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、第9号議案1番について何かご意見はありませんか。地元委員さんから補足等はありませんか。

13番委員

宮浦の荒穂神社の駐車場の前の圃場となります。圃場が3枚に分かれており、一番駐車場よりが畑、あと2枚が水田となっております。次男の分家住宅にしたいと申請がありました。排水関係も問題なく、周りの農地の方にも了解を得られているので問題ないと思います。

9番委員

荒穂神社の鳥居のある通りは、参道ですか町道ですか。町道だったら、その道からも出入りができますか。

事務局

町道になりますが、こちらからの出入りは高さがあり、直接この道から圃場に入るのは難しいと思います。

1 1 番委員

1 棟が 1 4 5 m²、もう 1 棟が 2 7 3 m²とあるが何か建つのですか。

事務局

通路とか浄化槽を置くところ等、段差があるので広めにとってある場所になります。

議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら、第 9 号議案 1 番については許可したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第 9 号議案 1 番は、全員一致で決定します。

次に、第 9 号議案 2 番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

第 9 号議案 2 番朗読

この件につきましては、申請人が市街化調整区域の農地を資材置き場として転用するものです。現在の資材置場の出入り口が筑紫野バイパスに接道しており、搬出入に非常に不便をきたしていたこと、また、工事受注拡大から資材が増加して空きスペースが少なくなっていたことから申請地を選定したものです。

隣接農地の承諾書及び排水同意書がとられていること、また農業委員さんの確認書も用意されており、特に問題はないものと考えます。

場所は、1 区中川美容室の真裏になります。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、第 9 号議案 2 番について、何かご意見はありませんか。

3 番委員

以前太陽光発電の施設を設置するという話もありましたが、今回、整地して資材置き場になるということです。山を削った跡地で、出入り口は県道となります。中川美容室の所に排水箇所があり排水も問題ないと思われま

議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら、第9号議案2番については認定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第9号議案2番は、全員一致で決定します。

次に、第10号議案農業経営基盤強化促進法の規定による申し出があったので、計画の決定を求めます。第10号議案1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

第10号議案1番朗読

1番は、高齢化により賃借権を設定されます。期間は5年で、賃借料は1筆30kgです。場所は、大興善寺駐車場付近の圃場になります。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、地元委員さんから何かありませんか。

4番委員

貸し手が高齢であり、あぜの草刈だけ行い、借り手が去年も一昨年も田植え稲刈りされていきました。問題ありません。

議 長

他に意見はありませんか。なければ、第10号議案1番は計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第10号議案1番は、全員一致で決定します。

次に、第10号議案2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

第10号議案2番朗読

2番は、相手方の要望により賃借権を設定されます。期間は3年で、賃借料は1筆30kgです。場所は、トート工房前の圃場になります。

議長

只今事務局から説明がありましたが、地元委員さんから何かありませんか。

1番委員

昨年から所有者が体調を崩されて、集落で管理をしていましたが、先月、急に亡くなられました。今回の申請に関しては、生前に契約をされており、借り手側も問題ないと思われます。

議長

他に意見はありませんか。なければ、第10号議案2番は計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長

第10号議案2番は、全員一致で決定します。

次に、第10号議案3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

3番から5番は利用権の設定を受ける者が同じ方ですので、一括して上程します。

第10号議案3番から5番 朗読

3番は、貸人の農業廃止により使用賃借権を設定されます。期間は4年です。場所は、宮浦インターそばの圃場になります。

4番は、兼業による規模縮小のため使用賃借権を設定されます。期間は4年です。場所は、宮浦インター付近に2筆です。

5番は、兼業による規模縮小のため使用賃借権を設定されます。期間は4年です。場所は、宮浦インターそばの圃場になります。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、地元委員さんから何かありませんか。

6 番委員

基山ファームの名義で契約していたが、個人名義に変更を希望されています。耕作は今までと変わらず行います。

議 長

他に意見はありませんか。なければ、第10号議案3番から5番は計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第10号議案3番から5番は、全員一致で決定します。

次に、第10号議案6番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

第10号議案6番朗読

6番は、高齢化及び病気等で労力不足により賃借権を設定されます。期間は5年で、賃借料は、10アールあたり30kgです。場所は、園部インター近くの、現在鳥飼建設事務所となっている施設付近の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、地元委員さんから何かありませんか。

4 番委員

借り手は、外にも圃場をあちこち借りており、稲刈からもみすり、精米までする。問題なく作っております。

1 番委員

この圃場は、別の方が作られていたと思うが。

事務局

期間満了に伴って、今回の借り手に代わることになります。

議 長

他に意見はありませんか。なければ、第10号議案6番は計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第10号議案6番は、全員一致で決定します。

次に、第10号議案7番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

第10号議案7番朗読

7番は、病気等で労力不足により使用貸借権を設定されます。期間は5年です。場所は、6区、キャンプ場下のバイパス沿いの圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありました。何かご意見はありませんか。

9番委員

借り手は、新規就農者として数年前から農業をやっており、現在の住まいの近くに野菜を作れるところがないか探していたので紹介した。ただ、この圃場はイノシシの獣害被害が出ておりその対策が必要と思われます。

8番委員

補足します。昨年、猪がこの場所で16頭捕れています。ワイヤーメッシュが設置されていませので、壊れたハウスのパイプを分けてもらい、それを支柱にしてワイヤーメッシュを張る作業を先週しております。ここにも野菜を作るといふことでワイヤーメッシュを張る準備をしております。

議 長

他に意見はありませんか。なければ、第10号議案7番は計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第10号議案7番は、全員一致で決定します。

次に、第10号議案8番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

第10号議案8番朗読

8番は、今まで市民農園として農業委員さん方にもお世話になっておりました農地で、改めて農地中間管理機構と所有者が賃借権を設定されます。期間は5年で、賃借料は、年額180,000円です。基山SGKは、農地を所有していない法人ですので、特定農地貸付法による市民農園開設のためには、手続き上農地中間管理機構を経るという仕組みになっておりますので、今回申請をしたところです。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か質問はありませんか。

11番委員

これは、基山SGKが、農地を借りるための手続きですか。

事務局

市民農園の開設に当たって、農地を持ってない方は、中間管理機構を通して借りるということになっています。

議 長

他に意見はありませんか。なければ、第10号議案8番は計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第10号議案8番は、全員一致で決定します。

次に、第10号議案9番ですが、9番から22番までは再設定となっておりますので一括して上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局

第10号議案9番から22番まで再設定のため朗読省略

9番につきましては、相手方の要望により賃借権を設定されます。期間は3年

で、賃借料は1筆7,500円です。場所は、町営球場北側の圃場です。

10番につきましては、高齢化により賃借権を設定されます。期間は3年で、賃借料は10アールあたり25kgです。場所は、鎌浦集落北側の圃場です。

11番につきましては、高齢化により賃借権の設定をされます。期間は3年で、賃借料は10アールあたり25kgです。場所は、鎌浦集落付近の圃場と、2区トビマツ自動車南側の圃場と、元お茶工場あたりの圃場の3か所です。

12番につきましては、高齢化により使用貸借権を設定されます。期間は3年です。場所は、大興善寺上の圃場です。

13番につきましては、貸し手の農業廃止により賃借権を設定されます。期間は5年で、賃借料は1筆あたり30kgです。場所は、東洋製缶第2工場向かいの圃場です。

14番につきましては、高齢化により賃借権を設定されます。期間は3年で、賃借料は10アールあたり7,000円です。場所は、鳥栖ジャンクション付近の圃場です。

15番につきましては、期間満了による使用貸借権の再設定です。期間は3年です。場所は、若基小学校南側の圃場です。

16番につきましては、期間満了による使用貸借権の再設定です。期間は10年です。場所は、役場裏と基山SA付近の圃場です。

17番につきましては、相手側の要望により使用貸借権を設定されます。期間は3年です。場所は、2区トビマツ自動車南側の圃場になります。

18番につきましては、貸し手の農業廃止により使用貸借権を設定されます。期間は3年です。三井ニュータウンそばの圃場です。

19番につきましては、兼業による規模縮小のため使用貸借権を設定されます。期間は3年です。場所は、玉虫交差点そばの圃場です。

20番につきましては、期間満了による使用貸借権の再設定です。期間は3年です。場所は、基山共乾付近の圃場です。

21番につきましては、貸し手の農業廃止のため使用貸借権を設定されます。期間は3年です。場所は、玉虫交差点そばの圃場です。

22番につきましては、貸し手の農業廃止による使用貸借権の設定です。期間は3年です。場所は、基山共乾付近の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、地元農業委員さんから何か問題になりそうなどころがありましたらご意見をお願いします。

議 長

意見はありませんか。無いようですので、第10号議案9番から22番までを計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長

第10号議案9番から22番は、全員一致で決定します。

次に報告第5号農地法第5条第1号第6号の規定による農地転用について届出があったので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第5号1番朗読

この件については、市街化区域の農地ですので、平成29年3月13日付けで受理通知書を送付しております。

議長

只今事務局から説明がありましたが、地元農業委員さんから。なにかありますか。

5番委員

畑で、水利の関係はありません。排水に関しては、秋光川に流すということです。下水は町に届出が出ていると思います。一福が借りていた駐車場に家が建ち駐車場が不足するというので、新たに土地を借り転用いたします。

議長

他に意見等はありませんか。なければ報告第5号1番は終わります。

次に報告第6号農地法第18条の規定による届出がありましたので、受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第6号の1番から3番は貸受人が同じですので、一括して報告します。

報告第6号1番から3番朗読

この件については、3件とも貸人の要望により平成29年2月27日で合意解約に至っております。なお、受理通知については平成29年3月22日付で該当者宛て通知しております。

議 長

報告第6号1番から3番について、何かご意見はありませんか。

議 長

この3件について意見はありませんか。ないようでしたら報告第6号1番から3番は終わります。続きまして、その他（1）青年等就農計画の認定協議について、事務局から説明をお願いします。

事務局

その他（1）説明

この件につきましては、認定新規就農者として町が認定するにあたり、農業委員会へ協議を行い、意見を伺うものです。

この新規就農者は、実家が2区の農家でして、今回、実家の農地の継承ではなく自分でアスパラ農家として独立就農するということで認定新規就農者の認定申請書を提出しておられます。就農から5年後に農業所得250万円を目指す計画です。今年度、佐賀県のハウス建設に関する補助金を受ける予定で、これから農業へ本格的に参入されます。新規就農にあたっては、農協及び東部農林事務所（三神農業普及センター）等と何度も協議・検討を重ね、申請にこぎつけた次第です。実際の経営は、本人が主たる農業者として、あとご両親が作業補助をして下さるということです。申請にあたり、地域の農業活性化に大いに貢献してほしいと希望しているところです。

議 長

みなさんから何かご意見はありませんか。

11番委員

最初が肝心ですね。アスパラは、採れないときに一生懸命世話をして、採れるときにたくさん採れるものだから。国からの援助はあるから、国からの援助はあるから、きちんと就労後の経営管理をやっていく必要があります。

9番委員

アスパラだけではなく、他の作物と組み合わせて時間と労力を有効に使うといいと思います。

7番委員

この計画では、純利益の300万円は、相当大変だと思います。今後、経営

規模の拡大の検討が必要だと考えます。アスパラは、植えてから5年すると本格的に採れるようになる。

議 長

他にありませんか。ないようでしたら、事務局で今の意見をまとめまして、町へ提出しておいてください。1時間半たちましたので、10分間の休憩を取りたいと思います。

— 休憩10分間 —

議 長

再開します。

事務局

先ほど、新規就農者についての意見を頂きましたが、回答書を町の方に出すために内容をまとめましたので、ご確認いただきたいと思います。

まず、申請書の認定について、認定すると出させていただきたいと思えます。頂いた意見の中から、まず、作業補助がいるのならば経営規模の拡大を目指してはどうかという意見と、アスパラの単一経営ではなく時間と労力の有効活用を考えた時に複数の作物を検討してはどうか、と意見を付して提出するというところでよろしいでしょうか。

議 長

今事務局から説明があった内容で提出してもよろしいですか。

全員異議なし

議 長

では、後は事務局にお願いします。

次に、その他（2）平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、事務局から説明をお願いします。

事務局

その他（2）説明

この件につきましては、例年行われておりますが、28年度の農業委員会の活

動の振り返りを行い、県に報告を行うものです。内容はご覧のとおりですが、今回特筆すべきは「IV遊休農地に関する措置に関する評価」でして、みなさまの御尽力により非農地通知を発出しましたので、遊休農地の解消目標が1 haであったものが6.8 haと目標達成度680%となりました。大変感謝しております。

29年度につきましても、目標を28年度と同程度上げております。しかし、今年度は7月にみなさんが任期満了を迎えますので、まずそれまでの間にできるだけ担い手への農地の利用集積・集約化を行うこと、また、新委員さんに移行したときには、新委員さんと事務局とが一体となって、円滑な農業委員会運営を行うことに尽力して行きたいと考えております。今後ともご協力のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、みなさんから何かご意見はありませんか。

4 番委員

遊休農地が、現状7.8 ha。実績が6.8 haなのであと1 ha残っているということか。

事務局

実際は、6.8 ha減ったが、新規で見つかった物も含めて7.8 ha残っているということになります。前年度と比べて、6.8 ha減ったということです。すべて、A判定のものでB判定のものは含まれておりません。

9 番委員

農地面積が、台帳面積が274 haとなっているが、違う個所では、農地面積が307 haとなっているのはなぜですか。

事務局

これについては、国の指定でこの数値を使ってくれという数値になっている。307 haというのは作付面積条件というのがあり、実際に作付けされている面積の調査の数値を使っています。

議 長

他にありませんか。なければ、全体をとおして何かありませんか。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これもちまして、本日の農業委員会を閉会します。

平成29年4月4日

署名人

議 長

委 員

委 員